

雨竜町ホームページ広告掲載取扱要綱

令和3年7月1日訓令第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、雨竜町が運営するホームページ(以下「町ホームページ」という。)への広告掲載について、雨竜町広告事業実施規則(令和3年規則第20号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、広告とは、文字又は画像で表示された情報で、町ホームページへの広告掲載の選定を受けた者の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(掲載場所等)

第3条 広告の掲載場所及び枠数は町長が定めるものとする。

(広告の種類、規格等)

第4条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦80ピクセル 横240ピクセル
- (2) 形式 JPEG・PNG・GIF(アニメーション画像不可)

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。ただし、年度を超えた掲載の申込みはできない。

2 広告の掲載は、掲載期間開始月の初日から掲載期間終了月の末日までとする。

(広告の作成及び経費負担)

第6条 広告の作成は、広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)の責任において行うものとし、その費用は申込者が全て負担するものとする。

2 広告は背景と文字とのコントラストを十分にとり、解像度についても文字等が鮮明に見えるように配慮する。

3 広告のデザインについて、町が必要と認めたときは、内容の修正を求めることができる。

(広告の掲載)

第7条 町ホームページへの広告掲載については、町において行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 申込者は、雨竜町ホームページ広告掲載申込書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、掲載を希望する日の 1 か月前までに、町長に申し込むものとする。ただし、当該申込者が申込みできる広告枠は、1 者につき 1 枠とする。

- (1) 広告画像を記録した記憶媒体
- (2) 申込者の業務内容が分かる資料
- (3) 町外に拠点を置く申込者においては当該所在地の納税証明書
(広告掲載の決定通知)

第 9 条 町長は前条の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上広告掲載の可否を判断し、雨竜町ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第 2 号)により、当該申込者に通知するものとする。

(広告主の義務)

第 10 条 広告掲載の決定通知を受けた者は、第 8 条の申込みに係る事項に変更が生じた場合又は広告掲載の中止を希望する場合は、速やかに町に申し出るものとする。

(広告掲載料)

第 11 条 町ホームページに広告を掲載するための料金(以下「広告掲載料」という。)は、1 枠あたり月額 10,000 円(税込み)とし、町が指定した日までに、掲載期間分を一括して納入するものとする。

(掲載停止時の免責)

第 12 条 申込者は、次に掲げる事由により広告掲載が一定期間停止した場合には、当該停止に係る広告掲載料の返還、損害賠償等を町に請求することができない。

- (1) 庁舎又はサーバの点検、修理、補修、改良等に伴う停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災
- (3) 悪意を持つ第三者によるサーバその他町のコンピュータへの不正アクセス
(補則)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。